

## 審判講習会の中止に関するお知らせ

かねてよりお伝えしておりました今年度開催予定の審判講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全て中止と致します。参加を予定されていた皆様には、ご不便をお掛けしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の対応につきましては、以下の通りとさせていただきます。

### (1) 会員の皆様についての対応

① 有効期限が今年度末(2021/3/31)の会員のうち、資格有効期間内(過去6年間)に一度も審判講習会を受講していない方は、認定料(更新)2,000円と受講料1,000円を支払うことで認定します。

② 有効期限が今年度末(2021/3/31)の会員のうち、資格有効期間内(過去6年間)に一度でも審判講習会を受講した方は、従来通り、認定料(更新)2,000円を支払うことで認定します。

③ 新規に資格認定を希望する方は、認定料(新規)3,000円と受講料1,000円を支払うことで認定します。

④ 上記①、③に該当する方は、来年度(2021/4月以降)開催予定の審判講習会に参加していただきます(その際、受講料は徴収しません)。

⑤ 来年度の審判講習会は、感染対策を行いながら、年度末に限らず、春(2021/6月あたり)から順次開催することを検討しています。なお、来年度の審判講習会には、有効期限が来年度末(2022/3/31)以降の会員もちろん受講も可能ですが、上記①、③に該当する方を優先的に受け付ける予定です。

⑥ 上記の認定料や受講料は、各支部の理事(またはそれに準ずる方)を介して支払っていただきます。

### (2) 認定料等の支払い方法について

・上記⑥の通り、理事の皆様には、必要な方の分の認定料や受講料を回収していただきます。

・理事の皆様宛に、上記①、②に該当する方のリストをメールにて送付します(2020/12月中予定)ので、上記③に該当する方(新規資格認定希望者)を追加したリストを返送していただくとともに、必要な方の分の認定料や受講料を回収して所定の口座に振込んでいただきます(2021/2月末期限予定)。

・詳細については、リスト送付の際にご案内申し上げます。各支部の理事の皆様には、お手数をお掛けすることになり大変恐縮ですが、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。